**大分県 令和７年度地域づくりアート人材育成セミナー**

**芸術起業塾／Artpreneurs Academy　応募について**

**【応募にあたって】**

1. **本ファイルにご記入の上、メールに添付して事務局までご提出ください。提出された書類を確認次第、応募時のメールアドレス宛に受理確認のご連絡を差し上げます。**

**提　出　先：[01@yamaideartoffice.com](mailto:01@yamaideartoffice.com) （芸術起業塾事務局宛）**

**件名（題名）　「R7芸術起業塾応募　お名前」**

**提出締切：令和7年7月21日（月）23:59**  
　　提出された応募書類は返却いたしません。

ご提出いただいた書類は、本事業以外の目的には使用しません。

書類に不備がある場合、原則として審査の対象外とします。

**留意点**

* フォントサイズは9ポイントを使用してください。
* 応募書類は全てA4サイズ（210x297mm）で作成してください。
* 書類は最大4ページまでとします。
* 記載内容は文字情報のみとしてください。画像を使用した場合は審査対象外とします。
* メールの宛先を間違うなどによって、締切時刻までに到着しなかった場合も受付不可となります。余裕をもってご提出ください。

1. **応募書類ご提出後の流れは下記のとおりです。**

書類選考結果通知 令和７年7月25日（金）を予定

（書類選考通過者のみ）

オンライン面談 令和７年７月末〜８月上旬を予定  
※書類選考の結果通知時に日程調整を行います

面談選考結果通知 令和７年8月6日（水）を予定

**大分県 令和７年度地域づくりアート人材育成セミナー**

**芸術起業塾／Artpreneurs Academy　応募書類**

提出日：2025年　　月　　日

**１．基本情報**

|  |  |
| --- | --- |
| **氏名** |  |
| **職業（申請書提出時点）** | **□** 会社員　　**□** 公務員　　**□** 自営業／個人事業主  **□** 会社役員　　**□** 自由業　　**□** 専業主婦・主夫  **□** 学生　　**□** アルバイト／パート　　**□** 無職  **□** その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **所属先（会社名・学校名・団体名等）** |  |
| **自宅住所** |  |
| **メールアドレス** |  |
| **電話番号** |  |

**２．活動状況**

* 本講座への応募動機となった、ご自身のこれまでの経験についてご記述ください（過去に取り組んだ活動や、専攻した分野・内容など）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **過去の活動等について** | **内容** | |
|  | |
| **URL（あれば）** |  |
| **主な活動履歴・実績** | |
| **年（西暦）** | **活動内容・実績　※必要に応じて行を追加してください。** |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

**３．記述課題**

* 以下の3つの設問について、それぞれ600文字程度でご記述ください。

|  |
| --- |
| **［設問1］　応募理由について述べてください。** |
|  |

|  |
| --- |
| **［設問2］　将来、どのような姿を目指すか、具体的に述べてください。** |
|  |

|  |
| --- |
| **［設問3］　あなたにとってアートとは何か、社会的にどのような意味を持つか述べてください。** |
|  |

**4．応募要件**

**（要件）**

下記を満たす方を対象とします。

1. アートやデザインを活用した地域課題解決に取り組んでいる、または取り組みを志し、将来的に起業・法人経営を目指している方（組織内で新規事業を立ち上げようとしている方、既に起業・法人経営をされている方も対象になります）
2. 原則、すべての講座へ出席が可能な方（オンライン参加不可）
3. 3年間継続して受講する意志のある方（2年目以降の追加募集は原則行わない）（※１）
4. 令和10年度に県内自治体と連携し、地域振興事業に取り組む意志のある方（※１）
5. 将来的に大分県内の地域課題に向き合う意思のある方（県外業務に携わることは妨げない）
6. 大分県内および視察先での受講が可能であること（国籍・現在の居住地は問わない／交通・滞在費や準備費は自己負担）
7. 応募時に18歳以上であり、日本語での受講に問題のない方
8. 主体的に学ぶ意欲があり、受講生同士のコミュニケーションに積極的な方（※２）
9. 情報共有等に必要な通信施設の設備を保有し、常時メールでの連絡がとれる体制が整っている方

※１ 令和８年度以降の実施については、大分県の予算状況等により、変更となる場合があります。

※２ 各講座終了後には、受講生同士の連帯感を高める目的で懇親会を実施予定です。可能な限りご参加ください。

**確認をしたら、次の□に✔️を入れてください。**

**□　全ての要件を確認しました。**

**（除外要件）**

自己または自己の役員等や経営に実質的に関与している者が、下記の全ての項目に該当しない方を対象とします。

1. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
2. 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
3. 暴力団員が役員となっている事業者。
4. 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
5. 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料等の購入契約等を締結している者。
6. 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者。
7. 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者。
8. 暴力団または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者。
9. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

**全ての項目に該当しないことを確認したら、次の□に✔️を入れてください。**

**□　全ての項目に該当しないことを確認しました。**